

◆設問2及び3についての要件説明◆

【設問2 要件】

(1) 正社員の場合

- ①賃金について、以下a、bのうち、いずれかを満たしていること。
- a:所定内給与額の1か月当たりの平均が197.6千円以上
- b:前職（直近のものに限る。）の月所定内給与額と比べて**5%以上上昇**
- ②所定外労働時間の1か月当たりの平均が**20時間以下**

(2) 非正規雇用労働者の場合

- ①賃金について、以下a、bのうち、いずれかを満たしていること。
- a:所定内給与額の1か月当たりの平均が以下の計算式により算出された数を上回っていること。
- $$197.6千円 \times \left[\frac{\text{当該非正規就職者の週所定労働時間}}{\text{正社員の週所定労働時間}} \right]$$
- b:以下の計算式により算出された、現職の月額換算した所定内給与額1ヶ月当たりの平均が、前職（直近のものに限る。）における月額換算した所定内給与額の1ヶ月当たりの平均（※）と比べて**5%以上**上昇したこと。

（※）月額換算した所定内給与額1ヶ月当たりの平均

- ・現職における所定内給与額の1か月当たりの平均 \times 「現職の正社員の週所定労働時間 / 現職の当該非正規就職者の週所定労働時間」
- ・前職における所定内給与額の1か月当たりの平均 \times 「前職の正社員の週所定労働時間 / 前職の当該非正規就職者の週所定労働時間」

- ②所定外労働時間の1か月当たりの平均が以下の計算式により算出された数を下回っていること。
- $$20時間 \times \left[\frac{\text{当該非正規就職者の週所定労働時間}}{\text{正社員の週所定労働時間}} \right]$$

【設問3 要件】

（※）今回の調査における「処遇改善」とは、下記(1)①a若しくは②、又は(2)①a若しくは②を満たしていなかった従業員が、給与等の増加や時間外労働の減少により、下記(1)①及び②、又は(2)①及び②をそれぞれ満たすこととなった場合をいいます。

(1) 正社員の場合

- ①賃金について、以下a、bのうち、いずれかを満たしていること。
- a:所定内給与額の1か月当たりの平均が197.6千円以上
- b:処遇改善前の月所定内給与額と比べて**5%以上上昇**
- ②所定外労働時間の1か月当たりの平均が**20時間以下**

(2) 非正規雇用労働者の場合

- ①以下a、bのうち、いずれかを満たしていること。
- a:所定内給与額の1か月当たりの平均が以下の計算式により算出された数を上回っていること。
- $$197.6円 \times \left[\frac{\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間}}{\text{正社員の週所定労働時間}} \right]$$
- b:以下の計算式により算出された、処遇改善後の月額換算した所定内給与額1ヶ月当たりの平均が、処遇改善前における月額換算した所定内給与額の1ヶ月当たりの平均（※）と比べて**5%以上**上昇したこと。

（※）月額換算した所定内給与額1ヶ月当たりの平均

- ・処遇改善後における所定内給与額の1か月当たりの平均 \times 「正社員の週所定労働時間 / 当該非正規就職者の週所定労働時間」
- ・処遇改善前における所定内給与額の1か月当たりの平均 \times 「正社員の週所定労働時間 / 当該非正規就職者の週所定労働時間」

- ②所定外労働時間の1か月当たりの平均が以下の計算式により算出された数を下回っていること。
- $$20時間 \times \left[\frac{\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間}}{\text{正社員の週所定労働時間}} \right]$$

【平均の算出について】

調査日時点における採用日（設問2の場合）または処遇が改善された日（設問3の場合）からの雇用期間（以下「雇用期間」という。）が3か月以上の場合、任意の連続する3か月の期間により、1か月あたりの平均を算出することとし、雇用期間が2か月以上3か月未満の場合は2か月、1か月以上2か月未満の場合は1か月の期間により、平均を算出し、要件に該当するか判断してください。

また、雇用期間が1か月未満の場合は、所定内給与額については労働契約書における所定内給与見込み額、所定外労働時間については勤務日数に応じて1か月分を換算した時間数（※）により、要件に該当するか判断してください。

（※）例：月20日勤務のところ10日勤務した労働者について、所定外労働時間が8時間の場合、当該労働者の所定外労働時間は16時間とみなします。

※短時間正社員については、「非正規雇用労働者」を「短時間正社員」に読み替えて計上ください（以下同じ）。

【所定内給与額について】

給与の額は、所得税、社会保険料などを控除する前の額です。給与の額に含むもの、含まないものの例は次のとおりです。

- ・含むもの：家族手当、通勤手当、住居手当
- ・含まないもの：時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交代手当

【所定外労働時間について】

上記の所定内給与の額に含まない労働時間、例は次のとおりです。

- ・時間外勤務時間、深夜勤務時間、臨時の呼出、休日出勤時間